

京都市教育長告示第3号

京都市野外活動施設花背山の家条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市野外活動施設花背山の家を次のとおり臨時に休所します。

平成29年6月26日

京都市教育長 在田正秀

臨時に休所する日 平成29年7月18日（火）、同月19日（水）、同年12月11日（月）及び同月12日（火）

（野外活動施設花背山の家事業課）